

奈良市公報

第26号

令和2年5月18日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4 16	236	放置自転車等の保管	環境政策課
4 17	237	大和都市計画公園の変更案の公衆縦覧	公園緑地課
4 17	238	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 17	239	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 17	240	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 17	241	放置自転車等の保管	環境政策課
4 17	242	奈良市奈良町南観光案内所の臨時休所	奈良町にぎわい課
4 17	243	旧柳生藩家老屋敷の臨時休場	観光戦略課
4 17	244	奈良市総合観光案内所等の臨時休館	観光戦略課
4 17	245	奈良市針テラス情報館の臨時休館	観光戦略課
4 19	246	自転車等放置禁止区域の指定	環境政策課
4 20	247	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
4 20	248	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
4 21	249	放置自転車等の保管	環境政策課
4 21	250	放置自転車等の処分	環境政策課
4 23	251	奈良市公報号外第16号に掲載	子育て相談課
4 23	252	放置自転車等の保管	環境政策課
4 24	253	奈良市針テラス情報館の臨時休館	観光戦略課
4 24	254	奈良市総合観光案内所等の臨時休館	観光戦略課
4 24	255	旧柳生藩家老屋敷の臨時休場	観光戦略課
4 24	256	柳生観光駐車場の臨時休場	観光戦略課
4 27	257	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
4 27	258	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
4 28	259	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
4 29	260	奈良市議会臨時会の招集	総合政策課

監 査 委 員

月	日	番号	件名
4	21	6	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
4	20	12	定例教育委員会の開催	教育政策課

災 害 対 策 本 部

月	日	番号	件名
4	30	1	奈良市公報号外第16号に掲載

告 示

奈良市告示第236号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年4月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年4月16日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第237号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園
4・4・1号 柏木公園

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市柏木町

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 都市整備部 公園緑地課

4 縦覧期間

令和2年4月17日から令和2年5月1日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部公園緑地課に令和2年5月1日までに必着するように提出しなければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市西大寺小坊町5番4号	奈良市西大寺小坊町6番13号
代表者の氏名 及び住所	寶田 陽一 奈良市西大寺小坊町5番4号	中島 純一 奈良市西大寺小坊町6番13号

2 変更の年月日

令和2年4月5日

奈良市告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により若葉台二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	南園 光代 奈良市若葉台二丁目2番25号	藏坐 研介 奈良市若葉台二丁目5番10号

2 変更の年月日

令和2年4月5日

奈良市告示第240号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠早月町第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中本 忠男 奈良市秋篠早月4番27号	古川 勝啓 奈良市秋篠早月4番8号

2 変更の年月日

令和2年3月25日

奈良市告示第 24 /号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年4月17日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第242号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休所する。

令和2年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 休所日

施設名	休所日
奈良市奈良町南観光案内所	令和2年4月17日から令和2年5月6日まで

奈良市告示第 243 号

奈良市柳生の里観光施設条例（昭和61年奈良市条例第8号）第2条の3第2項の規定により、次のとおり旧柳生藩家老屋敷を臨時に休場する。

令和 2 年 4 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 休場日

施設名	休場日
旧柳生藩家老屋敷	令和2年4月18日から令和2年5月6日まで

奈良市告示第 244 号

奈良市観光案内所規則（平成 21 年奈良市規則第 60 号）第 5 条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館する。

令和 2 年 4 月 17 日

奈良市長 仲川 元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市総合観光案内所	令和 2 年 4 月 18 日から令和 2 年 5 月 6 日まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	
奈良市観光センター	

奈良市告示第 245号

奈良市針テラス情報館条例（平成17年奈良市条例第41号。以下「条例」という。）第4条の3第2項の規定により、次のとおり奈良市針テラス情報館を臨時に休館する。

令和 2 年 4 月 17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市針テラス情報館 (条例第3条第1号に掲げる事業に限る。)	令和2年4月18日から令和2年5月6日まで

奈良市告示第246号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第7条第1項の規定により、次の場所を自転車等放置禁止区域に指定しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月19日

奈良市長 仲川元庸

近鉄大和西大寺駅周辺（別図のとおり）

別図省略

奈良市告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年4月20日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
NPO 法人ライフケア 王寺 奈良事務所	奈良県奈良市五条畑一丁目 29番5号	居宅 訪問介護	令和2年 4月1日
NPO 法人ライフケア 王寺	奈良県生駒郡三郷町勢野東 四丁目3番20号	訪問型サービス（独自）	
居宅介護支援事業所 学園前	奈良県奈良市学園北一丁目 13-10 アネシス学園前 405号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和2年 4月1日
一般財団法人 信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北 四丁目13番1号		
グループホーム メビウスまほろば	奈良県奈良市六条西四丁目 6番20号	地域密着型 認知症対応型共同生活介護	令和2年 4月1日
医療法人 康仁会	奈良県奈良市六条町 102番地の1	地域密着型 介護予防 認知症対応型共同生活介護	

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年4月20日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
平成31年度国民健康保険料督促状	10月期	令和元年11月20日	令和元年12月4日
平成31年度国民健康保険料督促状	11月期	令和元年12月20日	令和2年1月6日
平成31年度国民健康保険料督促状	12月期	令和2年1月16日	令和2年1月30日
平成31年度国民健康保険料督促状	1月期	令和2年2月20日	令和2年3月5日
平成31年度国民健康保険料督促状	2月期	令和2年3月19日	令和2年4月3日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和2年5月8日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年4月21日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 250 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年 9 月 2 / 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年 9 月 2 / 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年9月3日、同月5日、同月9日、同月12日、同月13日、同月19日及び同月26日

奈良市告示第 252号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年4月23日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第253号

奈良市針テラス情報館条例（平成17年奈良市条例第41号。以下「条例」という。）第4条の3第2項の規定により、次のとおり奈良市針テラス情報館を臨時に休館する。

令和2年4月24日

奈良市長 仲川元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市針テラス情報館 (条例第3条第1号に掲げる事業に限る。)	令和2年5月7日から令和2年5月31日まで

奈良市告示第254号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館する。

令和2年4月24日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市総合観光案内所	令和2年5月7日から令和2年5月31日まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	
奈良市観光センター	

奈良市告示第255号

奈良市柳生の里観光施設条例（昭和61年奈良市条例第8号）第2条の3第2項の規定により、次のとおり旧柳生藩家老屋敷を臨時に休場する。

令和2年4月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 休場日

施設名	休場日
旧柳生藩家老屋敷	令和2年5月7日から令和2年5月31日まで

奈良市告示第 256 号

奈良市柳生の里観光施設条例（昭和61年奈良市条例第8号）第2条の3第2項の規定により、次のとおり柳生観光駐車場を臨時に休場する。

令和 2 年 4 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 休場日

施設名	休場日
柳生観光駐車場	令和2年4月25日から令和2年5月6日まで

奈良市告示第 257 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和2年4月27日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970103780	居宅介護支援	医療法人あすか会	奈良市帝塚山2丁目21番21号	ケアプランセンターアンジェロ	奈良市帝塚山2丁目21番21号

2 廃止年月日 令和2年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104283	居宅介護支援	合同会社さくら	奈良市大安寺3丁目9番12号マンション楠101号	さくら	奈良市大安寺3丁目9番12号マンション楠101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和2年4月27日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970104150	地域密着型 通所介護	株式会社 ライフエール	天理市中之庄 町 555 番地	デイサービス センター ひまわり西大寺	奈良市西大寺 南町 17-13

奈良市告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和 2年 4月 28日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 2年 5月 1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108383	訪問介護	有限会社ナイス ケアサポート	奈良市中山町1 324番地1	ナイスハート 「桜」	奈良市中山町1 324番地1

奈良市告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項並びに第102条第3項及び第4項の規定により、次に掲げる事件を付議するため、令和2年5月1日奈良市に奈良市議会臨時会を招集する。

令和2年4月29日

奈良市長 仲川元庸

1. 使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について
2. 市長専決処分の報告について
3. 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて
4. 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第1号）
5. 奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
6. 奈良市国民健康保険条例の一部改正について
7. 奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

監

查

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和2年4月21日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	松	下	幸治
同	太	田	晃司

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

(1) 江見 拓馬

奈良県生駒市東松ヶ丘8番26号

(2) 久保田 浩之

兵庫県三田市あかしあ台4丁目34番地10

(3) 達摩 知子

兵庫県神戸市須磨区衣掛町5丁目2番3-301号

(4) 梁井 真里

大阪府大阪市西区南堀江1丁目3番12-2404号

(5) 岡 大貴

大阪府大阪市東淀川区東淡路4丁目13番18-101号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和2年4月21日から令和3年3月31日まで

教育委員会

奈良市教育委員会告示第12号

令和2年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年4月20日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年4月21日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 緊急事態宣言の発令に伴う特別保育への移行について
- (2) 緊急事態宣言の発出に伴う小学校児童の特別受入れへの移行について
- (3) 新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について
- (4) 奈良市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則の制定について
- (5) 奈良市教育委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示について
- (6) 令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について
- (7) 令和3年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について

議事

議案第2号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第3号 奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命について

協議事項

「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について
- 臨時休業期間中の学習支援等について -」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。